

(目的)

第1条 この条例は、廃棄物の処理及び清掃に関する法律(昭和45年法律第137号。以下「法」という。)第9条の3第2項(同条第9項(法第9条の3の2第2項の規定により読み替えて適用する場合を含む。)において準用する場合を含む。以下同じ。)又は法第9条の3の3第2項(同条第3項において準用する法第9条の3第9項において準用する場合を含む。以下同じ。)の規定に基づき、法第9条の3第1項又は法第9条の3の3第1項に規定する一般廃棄物処理施設の設置に係る届出及び法第9条の3第8項(法第9条の3の3第3項において準用する場合を含む。)に規定する一般廃棄物処理施設の変更に係る届出に際し、市長又は市から非常災害により生じた廃棄物の処分の委託を受けた者(以下「受託者」という。)が実施した周辺地域の生活環境に及ぼす影響についての調査(以下「生活環境影響調査」という。)の結果及び法第8条第2項各号に掲げる事項を記載した書類(以下「報告書等」という。)の縦覧手続並びに生活環境の保全上の見地からの意見書(以下「意見書」という。)の提出の方法を定めることにより、当該一般廃棄物処理施設の設置又は変更に関し利害関係を有する者に意見書を提出する機会を付与することを目的とする。

(平23条例6・令2条例52・一部改正)

(対象となる施設の種類)

第2条 法第9条の3第2項の規定による報告書等の公衆への縦覧及び意見書の提出の対象となる一般廃棄物処理施設は、廃棄物の処理及び清掃に関する法律施行令(昭和46年政令第300号)第5条第1項に規定するごみ処理施設のうち焼却施設(以下「焼却施設」という。)及び同条第2項に規定する一般廃棄物の最終処分場(以下「最終処分場」という。)とする。

2 法第9条の3の3第2項の規定による報告書等の公衆への縦覧及び意見書の提出の対象となる一般廃棄物処理施設は、焼却施設とする。

(令2条例52・一部改正)

(縦覧の告示)

第3条 市長は、法第9条の3第2項の規定により報告書等を公衆の縦覧に供しようとするときは、報告書等を縦覧に供する場所(以下「縦覧の場所」という。)及び縦覧に供する期間(以下「縦覧の期間」という。)のほか、次に掲げる事項を告示するものとする。

- (1) 焼却施設又は最終処分場の名称
- (2) 焼却施設又は最終処分場の設置の場所
- (3) 焼却施設又は最終処分場の種類
- (4) 焼却施設又は最終処分場において処理する一般廃棄物の種類
- (5) 焼却施設又は最終処分場の能力(最終処分場にあつては、埋立処分の用に供される場所の面積及び埋立容量)

(6) 実施した生活環境影響調査の項目

2 受託者は、法第9条の3の3第2項前段の規定により報告書等を公衆の縦覧に供しようとするときは、次に掲げる事項を記載した書面を市長に届け出なければならない。

- (1) 焼却施設の名称
- (2) 焼却施設の設置の場所
- (3) 焼却施設の種類
- (4) 焼却施設において処理する一般廃棄物の種類
- (5) 焼却施設の能力
- (6) 実施した生活環境影響調査の項目

3 市長は、前項の規定による届出があつたときは、縦覧の場所、縦覧の期間及び同項各号に掲げる事項を速やかに告示するものとする。

(令2条例52・一部改正)

(縦覧の場所及び期間)

第4条 縦覧の場所は、次に掲げる場所とする。

- (1) 大分市環境部
- (2) 生活環境影響調査を実施した周辺地域内で、市長が指定する場所
- (3) 受託者の事業所(受託者が法第9条の3の3第2項前段の規定により報告書等を公衆の縦覧に供する場合に限る。)
- (4) 前3号に掲げるもののほか、市長が必要と認める場所

2 縦覧の期間は、告示の日から1月間とする。ただし、市長が法第9条の3第2項の規定により報告書等(法第9条の3の2の規定に係る焼却施設又は最終処分場に係るものに限る。)を公衆の縦覧に供する場合又は受託者が法第9条の3の3第2項前段の規定により報告書等を公衆の縦覧に供する場合において、市長が特に必要があると認めるときは、当該期間を短縮することができる。

(令2条例52・一部改正)

(意見書の提出先等の告示)

第5条 市長は、法第9条の3第2項又は法第9条の3の3第2項後段の規定により焼却施設又は最終処分場の設置又は変更に関し利害関係を有する者は意見書を提出できる旨、意見書を提出する場合の提出先及び提出期限その他必要な事項を告示するものとする。

(令2条例52・一部改正)

(意見書の提出先及び提出期限)

第6条 意見書の提出先は、次に掲げる場所とする。

(1) 大分市環境部

(2) 受託者の事業所(受託者が法第9条の3の3第2項前段の規定により報告書等を公衆の縦覧に供する場合に限る。)

(3) 前2号に掲げるもののほか、市長が必要と認める場所

2 前条の規定による告示があったときは、焼却施設又は最終処分場の設置又は変更に関し利害関係を有する者は、第4条第2項本文の縦覧の期間(同項ただし書の規定による当該期間の短縮があった場合は、短縮後の当該期間)の満了の日の翌日から起算して2週間(前条の規定による告示に係る焼却施設又は最終処分場が法第9条の3の2又は法第9条の3の3の規定に係るものである場合において、市長が特に必要があると認めたときは、2週間以内で市長が定めて告示する期間)を経過する日までに、市長(受託者が焼却施設の設置又は変更に係る届出をしようとするときは、受託者)に意見書を提出することができる。

(令2条例52・一部改正)

(他の市町村との協議)

第7条 市長は、焼却施設又は最終処分場の設置に関する区域が、次の各号のいずれかに該当するときは、当該区域を管轄する市町村の長に報告書等の写しを送付し、当該区域における縦覧等の手続の実施について、協議するものとする。

(1) 焼却施設又は最終処分場を他の市町村の区域に設置するとき。

(2) 焼却施設又は最終処分場の敷地が他の市町村の区域にわたるとき。

(3) 焼却施設又は最終処分場の設置又は変更により、生活環境に影響を及ぼす周辺地域に、大分市の区域に属しない地域が含まれているとき。

(令2条例52・一部改正)

(委任)

第8条 この条例に規定するもののほか、この条例の施行について必要な事項は、規則で定める。

附 則

この条例は、平成11年4月1日から施行する。

附 則(平成23年条例第6号)

この条例は、平成23年4月1日から施行する。

附 則(令和2年条例第52号)

この条例は、公布の日から施行する。